

平成29年6月28日

株主の皆様へ

神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

(本社事務所)

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

川崎重工業株式会社

取締役社長 金花芳則

第194期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第194期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 1. 第194期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第194期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第194期の期末配当金を1株につき金2円と決定いたしました。

第2号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり当社株式について10株を1株に併合することが承認可決されました。なお、本株式併合が効力を生じる日は、平成29年10月1日です。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり定款第6条、第8条並びに附則の一部を変更することについて、承認可決されました。なお、当社の発行可能株式総数の変更及び単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)が効力を生じる日は、平成29年10月1日です。

第4号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案どおり村山滋、金花芳則、森田嘉彦、石川主典、肥田一雄、富田健司、久山利之、太田和男、小河原誠、渡辺達也、米田道生の各氏が選任され重任し、新たに山本克也氏が選任され就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり新たに幸寺寛、石井淳子の両氏が選任され就任いたしました。

第6号議案 監査役報酬額改定の件

本件は、原案どおり月額による報酬額の定めを年額による定めに改めたうえで、監査役の報酬額を年額（1事業年度当たり）1億2千万円以内に変更することについて、承認可決されました。

以上

本定時株主総会終了後の取締役会において、次のとおり役付取締役が選定され就任いたしました。

取締役会長	むらやま しげる 村山 滋	常務取締役	くやま としゆき 久山 利之
取締役社長 (代表取締役)	かねはな よしのり 金花 芳則	常務取締役	おおた かずお 太田 和男
取締役副社長 (代表取締役)	いしかわ むねのり 石川 主典	常務取締役	おがわら まこと 小河原 誠
取締役副社長 (代表取締役)	とみだ けんじ 富田 健司	常務取締役	わたなべ たつや 渡辺 達也
常務取締役	ひだ かずお 肥田 一雄	常務取締役	やまもと かつや 山本 克也

また、監査役の互選により、常勤の監査役は次のとおり決定いたしました。

監査役	しばはら たかふみ 芝原 貴文	監査役	ふくま かつよし 福間 克吉
-----	--------------------	-----	-------------------

第194期期末配当金のお支払いについて

第194期期末配当金は、同封の「配当金領収証」により、払渡期間（平成29年6月29日から平成29年7月31日まで）内にお受け取りください。また、口座振込をご指定の方は、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

【お問い合わせ先：株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関】
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
☎0120-782-031（土・日・祝日を除く 9：00～17：00）

(ご参考)

単元株式数の変更・株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を100株に統一することを目指しています。当社も、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、売買単位当たりの価格水準について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準を勘案し、10株を1株にする併合を行うものであります。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となりますので、現在、議決権をお持ちの株主様の議決権の数に変更は生じません。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	999株	なし	99株	なし	0.9株
例4	8株	なし	なし	なし	0.8株

※例1、例2に該当する株主様は、特段のお手続きは必要ございません。

※端数株式相当分（上記例3、4）が生じた場合は、全ての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し端数の割合に応じてお支払いいたします。

※株式併合の効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記例4）、株式併合後にご所有株式が無くなることとなり、当社の株主様としての地位を失うこととなります。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか？

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって**株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません**。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。具体的なイメージは以下のとおりです。

	効力発生前	効力発生後	備 考
所有株式数	1,000株	100株	10分の1
株 価	400円	4,000円	10倍
資 産 価 値	40万円	40万円	変化なし

Q5. 配当金への影響はないのですか？

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって**株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません**。

ただし、株式併合により生じた端数株式相当分につきましては、配当は生じません。

Q6. 株主は何か手続きをしなければなりませんか？

特に必要なお手続きはございません。

Q7. 今後のスケジュールはどうなりますか？

具体的なスケジュールは、以下のとおりを予定しております。

平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	株式併合、定款の一部変更の効力発生日
平成29年12月上旬	端数処分代金のお支払い

※株式併合、定款の一部変更に係る効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年9月27日をもって、各証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

